

答 申 の 概 要 - 諮問第 116 号 (県営住宅家賃徴収猶予関係書類) -

件 名	県営住宅家賃徴収猶予関係書類の非開示決定に対する異議申立て
対象公文書	(不存在)
非開示理由	条例第 11 条第 2 項 (文書不存在)
実施機関	知事 (土木部熱海土木事務所)
諮問期日	平成 14 年 4 月 24 日
主な論点	請求対象文書は存在するか。

審査会の結論

本件公文書を非開示とした静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 請求対象文書について

静岡県県営住宅管理条例第 12 条において、実施機関は、県営住宅の入居者又はその同居者が病気にかかっている場合、収入が著しく低額である場合等において必要があると認めるときは、家賃の徴収猶予ができることとされている。

請求対象文書は、異議申立人が徴収猶予を認められた家賃を平成元年 1 月に一括納金したことを記録したとされる文書である。

2 請求対象文書の不存在について

実施機関は、仮に異議申立人に対して徴収猶予の処分をしたとしても、徴収猶予の処分をした公文書の保存期間は 5 年であるため、当該処分に係る公文書は廃棄されており、当該公文書での確認はできないものの、開示請求の内容が記録されている可能性があると考えられるものとして、長期滞納者状況票及び家賃の減免・徴収猶予対象者一覧票があるが、これらの公文書にも異議申立人に対して徴収猶予の処分をした記録はないと主張する。

一方、異議申立人は、徴収猶予を認められた家賃を平成元年 1 月に一括納金したことの記録を熱海土木事務所職員に依頼し、承諾を得るとともに、平成 13 年 6 月に同事務所職員に依頼して当該記録があることを確認していると主張する。

実施機関の説明によれば、徴収猶予の処分がされた場合には、徴収猶予の処分等の記録や滞納整理の際の具体的な記録等を記載する長期滞納者状況票のほか、家賃の減免・徴収猶予対象者一覧票にも、処分の時期、内容等を記載することとされている。当審査会が見分したところ、徴収猶予の処分がされた場合にその記録が記載される長期滞納者状況票及び家賃の減免・徴収猶予対象者一覧票に、異議申立人が主張するような記録は記載されていない事実が確認された。

以上のことから、請求対象文書は存在しないものと認められる。